

## 第54回憲法と平和を考えるつどい

### イラク問題を通して世界の平和と日本の憲法を考える －第13回非同盟諸国首脳会議に参加して

講師：秋庭 稔男 氏

日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会（AALA）理事長

日時：2003年5月3日（土）10～12時

場所：宮崎市総合体育館大会議室

#### 目 次

- ・講演要旨
- ・米大統領の最後通告演説
- ・成り立たない戦争合理化論
- ・国際連合憲章（抄）
- ・日本国憲法（抄）
- ・植民地独立付与宣言
- ・友好関係原則宣言
- ・侵略の定義に関する決議
- ・イラク戦争利用し利権を争うなんてひどい／復興事業を受注／巻き返しに必死
- ・米軍の長期駐留も／国連の役割は限定的／イラク戦後支配で米国防長官
- ・「米国防計画指針」案の要旨
- ・二十一世紀に向けたアメリカのグローバル戦略
- ・『世界資源戦争』マイケル・T・クレア著／世界の燃料別エネルギー消費量／世界の地域別石油消費量／世界の石油埋蔵量および生産量
- ・米政権軍事費 144億ドル増へ／特殊作戦を重視／次年度予算案 4%の伸び
- ・借金額み再び加速／来年度予算財務省原案 税収、歳出の半分／国債依存最悪の44.6%
- ・戦争拒否こんなに
- ・米国が国連加盟国に送りつけた書簡
- ・邪魔する米国イスラム諸国が求める国連特別総会／「有害で反米的なもの」と各国に書簡
- ・米国の圧力はねかえした／パキスタン
- ・主権を守る反戦運動／米圧力下のチリ
- ・全国規模の反戦を組織／米国の労組の変化
- ・第13回非同盟諸国首脳会議／イラクに関する声明
- ・非同盟運動再活性化継続についてのクアラルンプール宣言
- ・「南北問題」を『資本論』から見る
- ・唯一軍事超大国永続化の思想
- ・地球グローバル化を背景とした米国の一極支配
- ・第57回国連総会（9/12）からイラク暫定統治機構発足に向けた第1回準備会（03/4/14）までの主な動き
- ・世界各地で反戦デモ ミラノでは50万人参加
- ・米英がイラク攻撃開始 2時間で第1波攻撃を終了
- ・世界各地で反戦運動活発化 大規模空爆を機に
- ・イラク全土を掌握 開戦から26日、終結へ

主催：日本科学者会議宮崎支部、宮崎民主法律家協会

協賛：日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会

宮崎県平和委員会、政治の革新をめざす宮崎県懇談会

# イラク問題を通して世界の平和と日本の憲法を考える

— 第13回非同盟諸国首脳会議（03/2/20～25 クアラルンプール・マレーシア）に参加して —

秋庭 稔男

日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会（日本AALA）

## はじめに

### 1. アメリカのイラクへの軍事侵略、その狙い

(1) アメリカのイラク戦争の理由、小泉政権のイラク戦争支持の理由——

国連憲章、日本国憲法の蹂躪

別紙 ① ② 1-7

(2) アメリカが今、イラクで、またイラクに関わって行なっていること

別紙 ③

(3) アメリカの世界支配の野望——米国防衛計画指針（1994～99会計年度）

別紙 ④ 1-2

※「フセインを権力の座から追い払え」クリントンへの18人の共同書簡(98/1/26)署名者

ラムズフェルド国防長官

ウォルフォウイツツ国防副長官

アーミテージ国務副長官

ボルトン国務次官（軍備管理・国際安全保障担当）

ドブリャンスキ一国務次官（地球規模問題担当）

ゼーリック米通商代表

カリザド国家安全保障会議メンバー（湾岸南西アジア担当・アフガニスタン派遣特使）

※関わる石油利権

アルバスト・エネルギー社創立——ブッシュ大統領

石油関連企業ハリバートン社最高経営責任者——チェイニー副大統領

シェブロンの重役——ライス補佐官

石油会社トム・ブラウン元経営者——エバンズ商務長官

別紙 ⑤

※9・11を好機としたアメリカによる一国主義の秩序づくりへ

非同盟パンフ p 5 別紙 ⑥

## **2. 国連でアメリカを「敗北」させた力——全世界各国人民の力、非同盟運動、 イスラム諸国會議機構（OIC）、アラブ連盟などの力**

(1) 国連でアメリカを「敗北」させたとは

別紙 ⑦

(2) 「敗北」させた力

別紙 ⑧ 1-3

(3) アメリカのベトナム侵略当初（1965年ごろ）と今日の格段のちがい

※当時のソ連、中国の否定的な役割とその影響、非同盟運動の停滞など

※「社会主义」の崩壊、平和・公正・民主の世界秩序をめざす人民の運動の前進など

## **3. イラク戦争反対、再活性化をめざす第13回非同盟諸国首脳会議に参加して—— 非同盟運動は、非核・非同盟の日本を願う日本国民にとって、もっとも頼りがいのある国際的な重要な政治的潮流。**

(1) 非同盟運動とは（誕生、目的、勢力、役割）

別冊「非同盟パンフ」、「非同盟国際シンポジウム記録集」

(2) 第13回非同盟諸国首脳会議（加盟国116カ国、出席国114カ国、史上最多）

※首脳会議開催国マレーシア政府首脳の発言、行動は参加者を励ますもの

※イラクに関する決議、再活性化をめざすクアラルンプール宣言

別紙 ⑨ 1-5

※日本の民主勢力の代表、首脳会議にゲスト参加——日本の民主勢力、非同盟運動双方にとって歴史上初めてのこと、この持つ意義と日本AALA

別紙 ⑩ 1-4

※非同盟運動の発展を願うNGO国際会議（2/23 クアラルンプール）が開催された、この意義と日本AALA

NGO国際会議をめざして

01/9 「非同盟シンポジウム」開催

02/3 下旬～4初旬 AAPSO（カイロ）、ヨルダン平和と連帯委員会訪問

02/8 下旬～9初旬 コロンボ会議参加

03/1 初旬 NGO国際会議準備会（ハイデラバード・インド）参加

**終わりに**

## 成り立たない戦争合理化論

「米国の武力行使開始を理解し、支持する」——小泉純一郎首相が二十日にこう宣言して以来、政府・与党は

## 3つの安保理決議

(第3種郵便物認可)

ちだしていい  
ます。しかし  
い、いずれ  
もアメリカ  
の主張をお  
うむ返しに  
しだけの  
もので、ま  
つたく成り  
立たない言  
い分です。

戦争の根拠一つもなし

八の三つの国連安保理決議をあげましたが、この中には戦争の根拠語録………  
政府も武力行使を認めないと認めていた  
〔安保理決議一四四一は〕軍大な決議違反  
があれば即時に安保理に報告され、安保理で再協議する。米国代表も、決議に武力行使につながる隠れた引き金はないとのべている」（福田康夫官房長官、小泉純一郎首相、一〇二年十一月十一日衆）

二つ目の決議六八七は大爆破兵器の廃棄についての自動性を排除し、関し查察の無条件を院有事法制特別委、「自動的に武力行使、容認はしていない」ということを外務大臣が答弁したとおりです」「（小泉純一郎首相、一月三十日参院予算委）

けで、アメリカが勝ちに判断するにいたりません。そして、国連はそんな判断をしていないのです。

小泉昌也は、査察の結果、「決議六七八に基づき武力行使が正当化される」などと記載した「連合軍の軍事行動に関する議定」に違反が生じたと指摘。一方で、自民党の「イラクの軍事行動に対する見解(資料)」(十九日)は、この議定を「違法」だと主張する。この二つの立場の対立が、今後、大きな争点となる恐れがある。

たしても、合法化の論拠にはなりません。これらの決議が武力行使の根拠となりえないとが明白だからこそ、アメリカは新しい決議を国連安全保障理事会で採択させようと執拗に迫ったのです。それが失敗に終わったことは、今回のイラク攻撃がいかに法的根拠をもつた無法な戦争であるかを逆に証明するのです。

米大統領の最後通告演説(要旨)

（一）國連安全部會議事會は、九〇〇年六月二十九日、米國の諸國と中華人民共和国との間で開催された。この会議は、米國のアーヴィング・ラムゼー大統領とソビエト連邦のニコライ・カザンツェフ外相が主導的役割を果たした。会議では、朝鮮半島の非武装化と、朝鮮半島の統一をめぐる問題が討議された。また、朝鮮半島の統一をめぐる問題が討議された。

(草) 墓碑合彙圖 [四]

## 国際連合の創設と平和・人権

## II 民族自決の発展 国際連合の創設と和平・人権・

一九五六年二月八日、日本加入  
一九四五年一〇月二十四日簽効  
一九四五六年六月二十六日

われら連合國の人間は、われらの一生から将来的の世代を数い、われらの修習書から将来の世代を數い、戦争の修習書からも將來の世代を數い、基本的に入権と人間の尊厳及び個體と男女及び大小各國の同権とに關する信義をわらためて確認し、正義と衆約その他の國際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持するにとがける條件を確立し、一層大きなかつた自由の中で社會的進歩と生活水準の向上とを促進する並びに、このために、善良好隣人として互に和平に生ぼし、寛容を実行し、かつ、善良な隣人として互に和平に生ぼし、

（二）本議事録は、そのすゝみに加盟國の主權平等の原則に基盤をおへて、又は、次の原則に従つて行動しなければならぬ。即ち、第一条に掲げる目的や趣旨を達するに當り、且つ、他の加盟國は、第一條に掲げる目的や趣旨を達するに當らぬ限り、その行動は、そのすゝみにて認められることとする。

盟国の手によって保護するためたるに、この憲章に従つて負つてある義務を誠実に履行しなければならない。すへての加盟国は、その國際紛争を和平的手段によつて國際の平和及び安全並びに正義を危へしない手によつて解決しなければならない。すへての加盟国は、その國際關係において、武力による脅威又は武力の行使や、いかなる國の領土保全又は政治的独立に対する暴力的なも憶も慎まなければならぬ。すへての加盟国は、その國際關係において、武力による脅威又は暴力的なも憶も慎まなければならぬ。すへての加盟国は、國際連合の目的と孤立しない他のいかなる方針に対しても、また、國際連合の領土保全又は政治的独立に対する暴力的なも憶も慎まなければならぬ。すへての加盟国は、國際連合がこの憲章に従つてどりいかなる運動又は強制行動の対象となつてしまふかもなる國に対しても援助の供とを惜まなければならぬ。

の技術に少しお附け、これらが原因で行動する」とを確保保

## 第一章 目的及U原則

国際連合の目的は、次のとおりである。

- 1 国際的平和及び安全を維持する。そのため、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとることと並びに和平を破壊するに至る虞のある国際的紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によつて且つ正義及び國際法の原則に従つて実現するといふ。
- 2 人民の同権及び自決の原則に基き確をおく諸國間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。
- 3 経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する國際問題を解消するにとついて、並びに人種、性、階級又は宗教による差別

国際機構設ける。」  
を通じて、この国際連合憲章に同意したので、(1)たる國連連合といふよつて、われらの各自の政府は、サ・ン・フランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた代表者定した。  
これら的目的を達成するため、われらの努力を結集するといふことを決定する。

安全保険理事業金の防止行動又は強制行動の対象となつた国際連合加盟国に對して、総会は、安全保険理事業会の勧告に基いて、加盟国に對して、総会は、安全保険理事業会の権利及び特權の行使を停止することができる。これらの権利及び特權の行使は、安全保険理事業会が回復することができる。

1 国際連合に於ける加盟國の地位は、この憲章に掲げる義務を受  
諾し、且つ、この機構に於ける他のすべての平和愛好國に開放される。  
2 前記の国が國際連合加盟國となることの承認は、安保理事會  
があると認められる他のすべての平和愛好國に開放される。  
2 金の勧告に基づいて、総会の決定によって行われる。

第四条  
国際連合の員國加盟国とは、サン・フランシスコにおける国際機構に關する連合国會議に參加した國又は九百四十二年一月一日の連合國宣言に署名した國で、いの議章に署名し、且つ、第一百十一条に従つてこれを批准するものである。

第三章

1. (1)の憲章のかかる規定も、本質上いすれかの国内管轄権に付されなければならない。  
内にみる事項に干涉する権限を国際連合に与えるものではなく、  
また、その事項を(1)の憲章に基く解決に付託することを加盟国に  
要求するものでない。但し、(1)の原則は、第七章に基づく強制措  
置の適用を妨げるものではない。



國の平和と安全の維持、諸國との友好關係と協力の發展が、國  
総会は、

国連総会第一五回国期決議一六一五(XLV)附屬  
規則第一九七〇年一月十四日  
(国際連合憲章に付したる諸國家間の友好關係)

### [13] 友好關係原則則宣言

かつ厳格に遵守しなければならない。  
る、国連憲章、世界人権宣言、ならびに本宣言の諸条項を誠実に  
びにすべての人民の主権的権利及び領土保全の尊重を基礎とする  
すての國家は、平等、あらゆる國家の内政への不干涉、なら  
いかる企図も、国連憲章の目的及び原則と調和しない。  
六國の國民的統一及び領土保全の一部または全部の破壊をめざす  
ため、早急な措置が講ぜられなければならない。  
たは皮膚の色によるとする差別なく、すべての權力をかれらに委譲する  
つけず、その自由に表明する意志及び希望に従い、人種、信仰も  
と自由を享受するがためにするため、なんらの条件または留保も  
い他のすべての地域において、これらの地域の住民が完全な独立  
全尊重しなければならない。

は、法律の定めるところにより、國又は公團体に、その賠償を  
第一七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたと  
利を有し、何人も、かかる請求をしたためにいかなる差別待遇も  
則の制定、廃止又は改正その他事項に關し、平穏に請願する権  
第一六条 何人も、損害の教済、公務員の罷免、法律、命令又は規  
選舉人は、その選挙に関する公的私的にも責任問はずはない。  
④すべて選舉における投票の秘密は、これを侵してはならない。  
③公務員の選挙については、成年者による普通選舉を保障する。  
。  
②すべて公務員は、全体の舉仕者であつて、一部の舉仕者ではな  
有の権利である。

第一五一条 ①公務員を選定し、及びこれを罷免するときは、國民固  
に限り、その効力を有する。

③榮典、勲章その他の榮典の授与は、いかなる特權も伴はない。  
②華族その他の貴族の制度は、これ認めない。

第一四条 ①すべて國民は、法律の下に平等地であつて、人種、信  
限り、立派その他の國政の上では、最大の尊重を必要とする。  
幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない  
第一三三条 すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び  
これを利用する責任を負ふ。

これが最も重要なものであつて、常に公共の福祉のために

またはある種類の抑圧手段や停止し、かつかられた武力行動、  
しつつにするため、かれらに向けられたすべての武力行動、  
四 従属下の人民が独立を完成する権利を、和平にかつ自由に行使  
つて、独立を運営する口実としてはならない。

三 政治的、經濟的、社会的な権利をも、この権利によつて、その政  
治的地位を自由に決定し、その經濟的、社会的及び文化的向上を  
すべての人民は自己の権利をも、この権利によつて、その政  
治的地位を自由に追求する。

二 外国人による人民の征服、支配及び掠奪は、基本的人権を否認  
し、国連憲章に違反し、世界和平と協力の促進に障害となつて  
いる。次のこととを宣言する。

いかなる形式及び表現を問わず、植民地主義を急進、かつ無条件  
に終結せめる必要があることを明確に表明し、  
この目的のために、  
総会は……

国連総会第一五回国期決議一五一四(XV)

規則第一九六〇年一月十四日

宣(植民地諸國、諸人民に対する独立付与に関する)

### [12] 植民地独立付与宣言

第一二条 この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不斷  
の権利として、現在及び将来の國民に与へられる。

第一条 国民は、すべての基本的人権の享受を妨げられない。こ  
の憲法が國民に保障する基本的人権は、侵すといでのできない永久  
第一〇条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第三章 国民の権利及び義務

第二章 戰争の放棄

第九条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和と戰争に  
は、國際紛争を解決するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保  
持しない。國の交戦権は、これ認めない。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保  
持する。國の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使  
は、希求し、國の交戦権は、これ認めない。

第一〇条 日本国名は、國家の名義にかけ、全力をあげての最高な理想  
を達成するとき誓ふ。

日本国民は、國家の名義にかけ、全力をあげての最高な理想と  
係に立つとする各國の責務であると信じる。

あり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他國と對等関  
係してはならぬのである。政治道德の法則は、普遍的なもので  
われらは、いづれの國家も、自國のみに専念して他國を無  
いと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免  
かれ、和平のうちに生存する権利を有することを確認する。

除去除して、われらの安全と生存を保持しよつと決意した。わ  
れらは、和平を維持し、專制と隕從、压迫と偏狭を地上から永遠に  
信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよつと決意した。わ  
かな理想を深く自覚するのである。和平を要する諸國民の公正と  
高



て、すべての人民は、外部からの介入しないに、その政治的地位を自

国際連合憲章にうたわた人民の同権および自決の原則によつて、人民の同権と自決の原則

されなければならない。

長、とくに発展途上国における経済成長の促進のために協力しなければならない。

国家は、世界全体における経済成長のため協力しなければならない。

合と協力して共同および個別の行動をとる義務を有する。

(d) 国際連合加盟国は、憲章の関連規定にしたがつて、国際連

なればならない。

国際關係を、主權平等および不干涉の原則にしたがつて処理し

別と宗教的不宽容の撤廃のために協力しなければならない。

(b) 国家から何らかの利益を得るために他の国を強制する措置の

暴力しなければならない。

(a) 国家は、国際の平和および安全の維持のために、他の国家と

に目的のために、

相互に協力する義務を有する。

うした相違にともない差へ差なく国際關係のさまざまな分野において

ならびに諸国の一般的福社および国際協力を促進するために、こ

く、国際の平和および安全を維持し、国際経済の安定および発展、

国家は、その政治的、經濟的、社会的体制の相違にかかわらない

憲章にしたがつて、相互に協力すべく國家の義務

する解決手続に訴へ、またはそれを受け入れるといふは、主權平等と而

する理存の、または将来の紛争にかんして、国家が自由に合意

抗の原則にしたがつて解決されなければならない。みずからが当事

国際紛争は、国家の主權平等を基礎として、かつ手段の自由な選

原則にしたがつて行動しなければならない。国際連合の目的および

あるいかなる行為も根柢を失くししないように、事態の悪化をもたらすおそれの

国際紛争の当事国、および他の諸国をも同様に、国際の平和およ

び安全の維持を危くししないように、事態の悪化をもたらすおそれの

争の解決をひきつりて求めめる義務を有する。

到達しない場合には、当事国の合意する他の平和的手段によつて紛

争の当事国は、前記の平和的手段のいずれかによって解決に

至しなければならない。

たつて、当事国は紛争の事情と性質に応じた平和的手段によつて合

決するといふことを認めなければならぬ。いづつも解決を求めるにあ

その当事国が選ぶ平和的手段によつて、すみやかにかつ公正に解

停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関または地域的取締の利用、

したがつて、国家は、その国際紛争を、交渉、審査、仲介、調

解しなければならぬ。

て、国際の平和および安全ならびに正義を危へしないよつて方法で解

すべきの国家は、他の国との国際紛争を、平和的手段によつて、国際の平和

および安全ならびに正義を危へしないよつて方法で解決しなけ

るものと解釈されねばならない。

するものと解釈されねばならない。

する憲章の諸規定の範囲を、いかなる形においても拡大しません

す。

憲章の関連諸規定に影響を及ぼすものと解釈されてはならない。

前記の各項のいずれも、国際の平和および安全の維持にかかる

その政治的、經濟的、社会的および文化的体制を選択する不可避の

不可避の権利および干涉の原則を備えるものである。

人民からその国家的同一性をつめための武力の行使は、彼らの

組織し、援助を与え、あるいは資金を与え、煽動し、もしくは群

よりる転覆を目的とする、破壊活動、テロ活動もしくは武力活動を、

してはならず、または他の国家の内戦に入してはならない。

不可避の権利をおよび干涉の原則を備えるものは、武力活動を、

国家から何らかの利益を得るために、經濟的、政治的もしくはその

いかなる国家も、他の主権の行使を自由に反対させ、またその

の介入または威嚇の試みは、国際法に違反する。

形的および文化的要素にいたずら、武力干渉および他の他に対する

他のいかなる形であれ他国を強制する措置の使用または使用的の挑戦を

してはならない。また、いかなる国家も、他の国が政権の暴力に

かんを問わず、他の国家の集団も、直接または間接に、理由の

いかなる国家または國家の集団も、干渉しない義務にからずする原

憲章にしたがつて、いかなる国家の国内管轄権内にある事項

もではない。

争の和平的解決にからずする諸規定を書し、またはそれから逸する

前記の各項のいずれも、憲章の適用可能な諸規定とともに国际紛

立しないものとみなされねばならない。

前記の項目のいずれも、武力の行使が合法的である場合にからずする

効果的にするためには努力しなければならない。

一般に承認された原則と規則のもとに執行する義務を、誠実に履行

されねばならず、國際緊張を和らげ、諸国間の信頼を強め目的一で通

すべての国家は、國際の平和および安全の維持にからずする国際法

切な措置をとるために努力しなければならない。

すべての国は、効果的な国際的規範のものとて執行する全面完全軍縮

の早期実現のための誓約の精神に忠実に実行を行なわなければ

れられはず、國際緊張を和らげ、諸国間の信頼を強め目的一で通

すべての国は、憲章のものとて執行する安全保謙理事会の権限。

法のものとて有効な国際的命令書。

(a) 憲章の諸規定、または憲章の制度に先立つものであつて國際

のどの部分も、このようにして執行をすればとのと解釈されねばならぬ。

なる領土取得も、合法的なものとして承認されねばならない。

または武力の行使の結果生じる他の国による取得の対象としての

事占領の対象とされねばならない。国家の領域は、武力による取得の結果生じる軍

ふくむ場合には慣習義務を有する。

認するにと、上記の諸行為が武力による威嚇または武力の行使を

かかる行為の実行に向けられた自國領域内における組織的活動を黙

殺し、教唆し、援助を与えどもそれはそれらに参加するにと、または

すべての国家は、他の国において内戦行為またはテロ行為を組

するにとを構む義務を有する。

る標準の規定の範囲で何とか形體をおさむものと解してはならぬ。この定義のいかなる規定も國際連合の諸機關の任務と権限に関する標準上の義務を想起し、

びに正義を危へしないかつて解決しなければならないとの諸國家また、國際紛争を平和的手段によつて國際の和平および安全ならるにとを想起し、

は第四一条および第四二条に従つていかなる措置をとるかを決定する和平および安全を維持し、または回復するため、勧告をし、また威、和平の破壊までは侵略有決定し、ならびに國際の安金保監理事会が、國際連合憲章第三九条に従い、和平に対するの事実にとづき、

と、ならびに和平に対する脅威の防止および除去と侵略行為その他國際連合の基本的目的の一につき、國際の和平と安全を維持するに終はる。

国連憲章一九四五年四月一日 (XXX)

#### [14] 優略の定義に関する決議

互關係をこれらの諸原則の嚴格な進歩を基礎として發展させるべく運動においてこれららの諸原則によつて導ひかれるよつてその相  
訴るものである。

(a) 権利および義務を有し、國際社會の平等である。

(b) すべての國家は、完全な主権に固有の諸権利を享受する。

(c) すべての國家は、他の國家のあり方を尊重する義務を有する。

(d) 國家の領土保全および政治的独立は、不可侵である。

(e) 制度を自由に選択し發展させる権利を有する。

社会的、政治的またはその他の性質の相違にかわりなく、平等のすべての國家は主権平等を享受する。すべての国家は、經濟的  
国家の主権平等の原則  
権利および義務を有し、國際社會の平等である。

とともに、主権平等はつきの諸原則をふくむものである。

すべての国家は主権平等を享受する。すべての国家は、經濟的  
社会的、政治的またはその他の性質の相違にかわりなく、平等の  
権利および義務を有する。

すべての国家は、他のいかなる國家または領域の國家的統一およ  
び領土保全の一部または全部の分断を目的とするいかなる行為をも  
されなければならない。

されなければならない。

前記の各項のいずれも、先に規定された人民の同権と自決の原則

を施政する國家の領域とは別個かつ異なった地位を有し、いよいよ

るものであり、したがつてすべての国家にたいして、やの國際的行  
本宣言に具現された標準の諸原則は、國際法の基本原則を構成す  
ものと解釈されてはならない。

諸権利義務は、標準における人民の権利を、本書におけるそれらの  
本書のどの部分も、標準の諸規定、標準のもとににおける加盟國  
の権利義務を考慮にいれつつ、いかなる方法によってもしていな  
るものと解釈されてはならない。

前記の諸原則は、その解釈および適用にからんしては相互に関連し  
おり、各々の原則は他の諸原則にてらして解釈されるべきであ  
る。

一般的部分  
二、つきのとときを宣する

国際的意から生ずる義務と、國際連合加盟國の國際連合標準上  
の義務とが抵触するときは、標準上の義務が優先する。

と有效な國際的意にじつへ義務を、誠実に履行する義務を有する  
す入るの国は、國際法の一概に承認された原則および規則のもの  
における義務を、誠実に履行する義務を有する。

がつて、誠実に履行する義務を、誠實に受諾した義務、國際連合標準にた  
す入るの国は、みすから受諾した義務を、標準にしたがつて誠実に  
履行しなければならないといつて

標準には、みすから受諾した義務を、標準にしたがつて誠実に  
履行しなければならないといつて

し、他の國家と和平に生存する義務を有する。

す入るの国は、その國際的義務を完全にかつ誠実に履行  
する。

植民地またはその他の非自治地域は、標準のとおりでないで、それ  
の原則にしたがつて援助を求める権利を有する。

程度による強制行動に反対し抵抗する行動において、標準の過  
程での自決権をも値む義務を有する。かかる人は、自決権行使の過  
程での自決権の行使の講形態を構成するものである。

は人が自己に決定した他の政治的地位の獲得は、この人に  
主権独立國家の確立、独立國家の自由な連合もしくは統合、また  
する。

つて入権と基本的自由の普遍的尊重および遵守を促進する義務を有  
する。

す入権は、共同および個別の行動を通じて、標準にしたが  
つて標準に留意して、この原則の実施にからんして標準がそれにより標準連合  
の過反を構成し、基本的入権を否認し、標準に違反するものである  
また国外による征服、支配および捕獲への人の服従は、この原則  
地主権を早急に終了させるために、

(b) 当該人民の自由に表明した意願に妥当な考慮を払つて、植  
(c) 諸國家間の友好關係および協力を促進するため、および  
にしたがつて、人民の同権と自決の原則の実現を促進し、ならびに  
す入権は、共同および個別の行動を通じて、標準の諸規定  
を尊重する義務を有する。

由に決定し、その經濟的、社会的および文化的發展を自由に追求す  
る権利を有し、す入るの国は標準の諸規定にしたがつてこの権利  
を尊重する義務を有する。

(d) 諸國家間の友好關係および協力を促進するため、および  
にしたがつて、人民の同権と自決の原則の実現を促進し、ならびに  
す入権は、共同および個別の行動を通じて、標準の諸規定  
を尊重する義務を有する。

(e) 諸國家間の友好關係および協力を促進するため、および  
にしたがつて、人民の同権と自決の原則の実現を促進し、ならびに  
す入権は、共同および個別の行動を通じて、標準の諸規定  
を尊重する義務を有する。

6

第八条 上記の諸規定は、その解釈および適用上、相互に関連するものであり、各規定は、他の規定との関連において解釈されなければならない。

第八条 上記の諸規定は、その解釈および適用上、相互に関連するものであり、各規定は、他の規定との関連において解釈されなければならない。

(a) 国家の軍隊に対する他の国軍の損害または沿岸の封鎖  
(b) 国家の軍隊に対する他の国軍の領土に対する砲撃、または国

の全部もしくは一部の併合

(c) 国家の軍隊に対する他の国軍の領土に対する兵器の使用  
して生じた軍事占領、または武力の行使に対する他の国軍の領土

(d) 第二条の規定に基づいて、侵略する侵入者もしくは政

第三条次に掲げる行為は、いずれも宣戰布告の無にかかわらず

といふ事ができる。(a)而して正当化されないと論を下す

(b) (当該行為またはその結果が十分な重大性を有するものではない

連合憲章に従い、侵略行為が行なわれたと決定が他の国連が行な

略行為の一応分を構成するが、安全保険理事会は、国際

第一条 国家による国際連合憲章に違反した軍隊の先制使用は、侵

(e) 適用される。かつては「國家」という概念は

(f) 本規定において「国家」という語は、

(g) 以上の定義において「国家」という語は、

第一余 侵略とは、国家による他の国軍の主權、領土保全もしくは

次の侵略の定義を採択する。

憲章に従った諸国間の友好關係と協力をに関する國際法の諸原則  
第七条 この定義中のいかなる規定も、とくに第三条は、國際連合  
拡大し、または縮小するものと解してはならない。

第六条 この定義中のいかなる規定も、武力の行使が合法的である  
ではなく、かつ合法的なものとして承認されたは特殊権益は合法的なもの

侵略の結果としての領土の取得または特權益は合法的なもの  
生じさせる。

侵略戦争は、国境の和平に対する罪である。侵略は國際責任を  
由も侵略を正当化するものではない。

第五条 政治的、經濟的、軍事的またはその他のいかなる性質の事  
と決定するにとどまざる。

第四条 前条に列挙された行為は、綱羅的なものではなく、安保

の実質的関与

もしくは國家のための派遺、またはかかる行為に対する國家

して実行する武装集団、団体、不正規兵または傭兵の國家に対する

(f) 上記の諸行為に相当する重大性を有する武力行為を他国に対する

する侵略行為を行なつたために使用するにとどまざる國家の行

(i) 他の國家の使用に供した領土を、当該他の國家が第三国に對

該合意の終了後のかかる領土内における該軍隊の駐留の維持  
当該合意において定められたる条件に反する使用、または当

(e) 受入国との合意にとどまざる他の國の領土内に駐留する軍隊の

船隊もしくは航空隊に対する攻撃

本的な原則を定めるにとどまざりしものとする信じて、  
そのあらゆる状況に照らして考慮されなければならないが、それに  
該合意に対する援助の供与を容認するにあらざることを確  
信し。

種および機性者に対する援助の供与を容認するにあらざることを確  
信するにと、侵略行為の決定およびこれを鎮圧するための措置の実施

侵略行為の定義の採択は、潛在的侵略者を抑止する効果を有するであ  
また、國際連合憲章に従った諸国間の友好關係と協力に関する

ことを再確認し、

勝利に達成した軍事占領その他の武力的措置の対象とされることはならぬ  
連合憲章に違反して他の国軍による取扱い対象とされることはならぬ感

意により、侵略はなされまいとする、およびかかる措置またはその他の

侵略行為はたゞ一時的であらざると他の國家にておる國

を再確認し、

保全を破壊するため武力を行使してはならぬとの諸國家の義務

人民からその自決、自由および独立の権利を奪つた、また領土

といつて威を伴つものであるから、侵略は現地ににおいて定義され  
の下においては、世界的紛争およびそのすべの破局的結果の発生

また、侵略が最も深刻かつ、危険な非法的な武力行使の形態で

ないことに留意し、

## 米軍の長期駐留も

## 国連の役割は限定的

坂口正一

法性を与え 戰後支配に

姿勢です。

機兵器が発見されると  
の批判に対し、「今  
の焦抗は戦争勝利だ」  
「今の問題は一歩の支  
配の獲得にある」と述  
べ、大蔵政務次官から  
國がイタクを支援して  
くる困難のあるシナリオ  
についても、「シナリオでも  
化がなされねばならぬ」  
と感嘆しました。

ために国連を利用する立場を表明しました。ホワイトハウスと国防総省が主導で立案を進めるイラク戦後支配構想に対する反対が、米国内で与党・共和党を含む議会や国務省からも、「秘密主義」の批判や、への正当性を疑問視する声が上がりました。ブッシュ政権のイラク戦後支配構想に対しても、米国の反対派は、米国の外交政策を通じて、イラク攻撃で米国の大統領選挙に勝利したトランプ政権も、イラクの戦後統治では国連が中心的役割を果たすべきだと主張。七八日間の米英首脳会談では、この調整が重要な課題になりました。

イラクの反フセイン勢

卷之三

イラクの反フセイン勢

ビド、イラクの戦後支配では米軍が中心的役割を果たし、国連はそれへの「国際的支持を観察する仕組み」としてのものだと、国連の役割を限定する考え方を表明。米英両国による国際法違反のイリク侵攻を事後承認して今

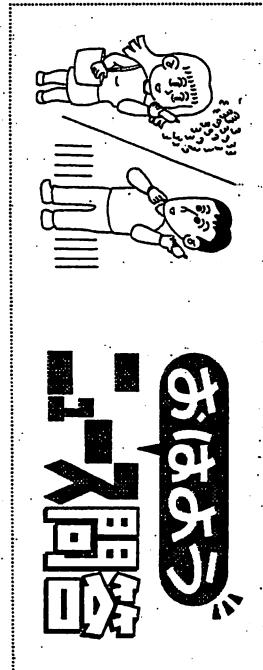
イラク戦争利用し利権を争うなんてひどい



米国ロイターニュース社  
ロイター社（ロイター）



6日、イラク南部のバスラ中心部に入った英海兵隊を見つめるイラク市民  
(ロイター)







## 『世界資源戦争』(マイケル・T・クレア著、廣済堂出版)

マイケル・T・クレアは、アメリカを代表する戦争と安全保障問題の専門家。「五大学研究プロジェクト」(マサチューセッツ州アーマーストのハンプシャー大学に本部を置く「平和と世界安全保障に関する五大学研究プログラム」)理事。

表2-1：世界の燃料別エネルギー消費量（1996～2020年）  
(単位：千兆BTU \*1BTU=0.251996 kcal)

燃料	1996年 2000年 2005年 2010年 2015年 2020年 1996～2020年 実数 千億 BTU 予測 千億 BTU 予測 千億 BTU 予測 千億 BTU 平均増加率(%)						
	石油	天然ガス	石炭	原子力	その他	合計	
石油	145.7	157.7	172.7	190.4	207.5	224.6	1.8
天然ガス	82.2	90.1	111.3	130.8	153.6	177.5	3.3
石炭	92.8	97.7	107.1	116.0	124.8	138.3	1.7
原子力	24.1	24.5	24.9	25.2	23.6	21.7	-0.4
その他	30.7	32.7	38.3	41.9	45.6	49.7	2.1
合計	375.5	402.7	454.3	504.2	555.1	611.8	2.1

出典：米エネルギー省「1999年エネルギー見通し」(表A2)

注：端数処理のため、各数値の統計と「合計」が一致しない場合もある。

表2-2：世界の地域別石油消費量  
(1990～1996年実数および2000～2020年予測)  
(単位：百万バレル/日)

地域・国	1996年 1996年 2000年 2005年 2010年 2015年 2020年 1996～2020年 実数 千億 BTU 予測 千億 BTU 予測 千億 BTU 予測 千億 BTU 増加率(%)							
	先進国合計	北アメリカ合計	アメリカ合衆国	西ヨーロッパ	アジア先進国合計	日本		
先進国合計	39.0	42.7	44.9	47.4	50.1	52.3	54.5	1.0
北アメリカ合計	20.4	22.0	23.6	25.5	27.4	28.8	30.2	1.3
アメリカ合衆国	17.0	18.3	19.5	21.2	22.7	23.7	24.7	1.2
西ヨーロッパ	12.5	13.7	14.4	14.8	15.3	15.6	16.0	0.7
アジア先進国合計	6.2	7.1	6.8	7.1	7.5	7.9	8.3	0.7
日本	5.1	5.9	5.6	5.7	6.0	6.3	6.6	0.5
東ヨーロッパ・旧ソ連	10.0	5.7	6.0	6.1	6.4	6.6	6.9	0.8
開発途上国合計	17.0	23.1	26.2	31.4	37.0	42.9	48.7	3.2
アジア開発途上国合計	7.6	11.9	13.6	15.5	18.5	21.8	24.3	3.0
中国	2.3	3.5	4.6	5.0	6.4	8.1	8.8	3.8
インド	1.2	1.7	1.9	2.6	3.1	3.5	4.1	3.8
中東	3.9	4.8	5.2	6.5	7.5	8.5	9.8	3.0
アフリカ	2.1	2.4	2.7	3.0	3.5	4.1	4.7	2.8
中部・南アフリカ	3.4	4.0	4.8	6.3	7.4	8.5	10.0	3.9
世界合計	66.0	71.5	77.1	84.8	93.5	101.8	110.1	1.8

出典：米国エネルギー省「1999年エネルギー見通し」(表A4)

2000～2020年の数値は、石油価格の大綱な上昇はないとしての「参考」

(注：端数処理の結果、合計が計画の数値と一致しない場合がある)。

表2-3：世界の石油埋蔵量および生産量  
(1999年)

産油国 (埋蔵量順)	埋蔵量 (bbl)	世界埋蔵量に 占める割合(%)		1998年生産量 (mbd)
		2018年	1998年	
サウジアラビア	261.5	24.8	9.2	
イラク	112.5	10.7	2.2	
アラブ首長国連邦	97.8	9.3	2.7	
クウェート	96.5	9.2	2.2	
イラン	89.7	8.5	3.8	
ベネズエラ	72.6	6.9	3.3	
ロシア	48.6	4.6	6.2	
メキシコ	47.8	4.5	3.5	
アメリカ合衆国	30.5	2.9	8.0	
リビア	29.5	2.8	1.4	
中国	24.0	2.3	3.2	
ナイジェリア	22.5	2.1	2.2	
ノルウェー・英国(北海)	16.1	1.5	6.0	
合計	949.6	90.1	53.9	

出典：BP-Amoco社「国際エネルギー動向分析 1999年」

bbl = 十億バarel

mbd = 百万バarel/日

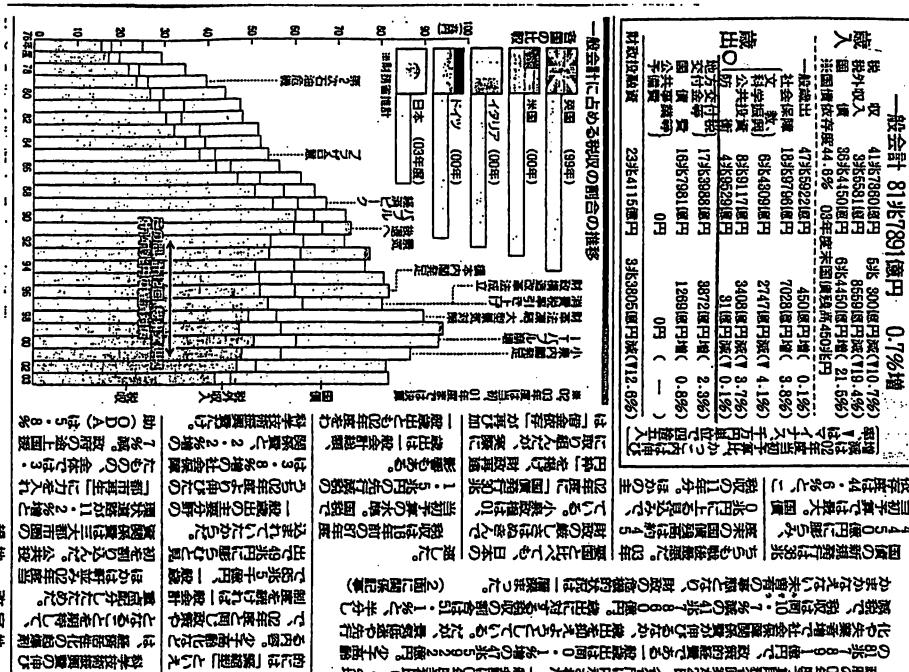
**米政權軍事費144億ドル増へ**

# 借金頼み 再び加速

〔アーバン・ハーヴィング著「米副大統領選出馬せず」〕

四十年大統領選出馬せず  
コア前米副大統領  
前副大統領は、全米と共に  
和約の批准を拒んでいた。彼は、  
州の開拓の結果、北に擴張して居た。  
次期選舉の主張は、南北戦争の終結を  
十日以内に達成する事である。  
二〇〇〇年の前回大統領選  
事で「南北戦の敗北への歸屬を示す」  
強烈な政治的立場を示してしま  
す。ハーヴィングは、南北戦争の勝利を示す  
院議院投票で「南北戦の敗北への歸屬を示す」  
前副大統領は、南北戦争の勝利を示す  
す。

次年度予算案 4% の伸び  
とすると、〇四年度の予算方が、今過年度比で最大の特徴  
車両費増加額が最も大きいです。  
主な要因として、車両購入費用の増加が挙げられます。  
また、人件費も増加傾向にあるため、人件費の割合が高くなっています。  
一方で、運営費は減少傾向にあるため、運営費の割合が低くなっています。  
このように、予算案では、車両費と人件費が大きな割合を占めています。  
また、運営費は、人件費と車両費に比べて割合が低いですが、依然として重要な費用であることは間違いないです。  
今後、予算案が実現するかどうかは、運営費の削減や人件費の抑制など、様々な要因によって決まります。  
しかし、車両費の増加が予算案の大きな特徴であることは、確実です。



**国債依存最悪の14.6%**



# アサヒ無法争

o <8

人口一億四千万人のペキスタンは世界第二のイスラム教国。国連安保理の非常任理事国でもあります。アフガニスタンへの戦争に続いて、米国から対アフガン武力行使への支持を強い求められ、難しく立場に立たざれました。(イスラマバード小説編)

パキスタン・ヒンズー党第一党  
パキスタン・イスラム  
ヒンズー・ムスリムの力

「アメリカがパキスタン政府に支持を求めたのがわかったんだ。アフガン・ターン戦争のいつものようだね」

同党中央書記で外交担当のカタック氏は「超大国が発展途上国に支持を直接間接の経済援助を考えてほしく」と続けます。

米国の圧力はねかえした

際通貨基金（IMF）なるも、もろに運びて直接間接の経済援助を受けている。トルコの事態を見てもよくわかるだろ。」

「月末、首相の経済顧問アシスタントがソーガン戦争支持の報酬を国会に報酬として支給されると、ソーガン戦争を支持したときも、反発した国内の強硬派イスラム教勢力を一応指揮でしよう。そしてソーマリ首相は、「戦争を支

いた」ハシメます。査察を中断し、戦争開始に邁開く保理新決議の案件です。

当初、ムシャラフ政権はイラン問題で米国寄つて、ペキスタンの多くがドバイ大使館の轄域で、ペキスタンの多くは報章報刊業者等から



アメリカのイラク攻撃に抗議する集会に参加したパキスタンの人々  
=23日、ラホール(サ王録撮影)

## フツシニア無法戦争

9

第三回の武力行使は、容認的決議案にして、安政原理非常理由事由にして、最も従事するべきだ」と強調していくま

米国からの脱税工作、主力は猛烈でした。米国が最大限に利用したのは、昨年末に西国で締結された自由貿易協定の扱いです。同協定は、鉱産物や農物などの米国市場への輸出向け商品を生産していける限りでは死活問題。米国はチリが戦争を支持しなけれ

米圧力下のチリ

## 主権を守る反戦運動

便につながる決議案になつてゐます。しかし、この新提案もアッシュ政権から即座に拒否されました。

こうした原則、国内関決定し主張していくました」といふが米英決議案の採択間近になると大統領と野党代表者の会談で「議權もやむなし」との態度に変化したのです。同会談に出席していたチリ共産党的ホルヘ・インク提携は、実はアレア英

環太平洋議論の意見を示す五つの条件を満たすよう求めねじだしたので、チリ政府は戦争回避に努力したというイメージを保つことがで

依然続く圧力

と對話しました。この圧力は、その  
批進を拒否するだけの  
と斷りをかけたといわ  
れています。

「米国の庄内方が社説部に及んだ結果だ」  
と指摘しました。

首相からの要請を受け  
てチリ政府が提案した  
ものだったことが明らか  
になりました。この中間派  
のなかから手を選び、  
新提案をするため要請  
したのだ」ところがあ



戦争反対の横断幕を掲げ、喪服姿で行進する女性たち=22日、チリ・サンティアゴ

七日の凌晨直前、チリ駐在の米国大使がチリ書は、ノック大統領が最後通告を行った十一時四十五分、チリ外務省関係者は、チリは依然として続いている。外務省関係者は、チリは依然として続いている。

著は、ブッシュ大統領  
が最後通告を行った十  
七日の演説直前、チリ  
駐在の米国大使がチリ

政府で「米軍」外交  
審議を手渡し、米国が  
難やイタク問題解決の  
国連特別委員会開催を  
いたいと訴えを聞き  
つけた。政府は即ちに承  
認。政府は即ちに承認  
す。政府は即ちに承認  
が、戦争開始の大統  
領の口火、アーヴィング  
を裏明すだけ、國  
連無視の戦争と米国へ  
の非難の言葉はあらわ  
せた。



## ＜第13回非同盟諸国首脳会議 イラクに関する声明＞

第13回非同盟諸国首脳会議は25日、イラクに関する声明を採択しました。同声明は次の通りです。

われわれ非同盟諸国首脳は、重大な懸念をもって、イラクに対する戦争が引き起こしつつある脅威がもたらしている不安定かつ急速に悪化しつつある情勢を検討した。

われわれは、われわれと同様に戦争を拒否し、イラクにたいする戦争が地域全体の不安定要因になるだけでなく、世界のすべての国、とりわけ地域の国々に計り知れない政治的、経済的、人道的結果をもたらすと確信している非同盟諸国と世界の他の諸国の数百万の人々が示している憂慮の念を完全に自覚している。

武力不行使の基本原則へのわれわれの誓約とすべての国連加盟国の主権、領土保全、政治的独立、安全保障の尊重を改めて強調する。

現在の情勢の平和的解決を達成するための努力を尽くすというわれわれの誓約を再確認する。イラクに対する戦争を回避するあらゆる努力を歓迎、支持し、一方的行動でなく、多国間の行動に基づく努力の粘り強い継続をよびかけ、国際の平和と安全を維持する国連と安保理の中心的役割を再確認する。

安保理決議1441に基づいて国連査察団を無条件に復帰させ、協力するとのイラクの決定は、イラクの大量破壊兵器の平和的な廃棄を世界に保証するものであり、歓迎する。

イラクが安保理決議1441と他のすべての関連安保理決議を積極的に順守し、また順守し続けるようイラクによびかける。そうすることがイラクと国連とのあらゆる懸案を、イラクの近隣諸国を含むすべての影響を受ける国々の懸念を考慮に入れて包括的、平和的に解決することに道を開く重要な一步になるであろう。

イラクにおける現在の兵器廃棄の努力は、それ自体で終わるべきものでなく、安保理決議687に基づく制裁の解除に向かって進むものもあるべきだと強調する。

イラク危機の平和的解決は、安保理がイラクの主権、領土保全の不可侵、政治的独立、安全保障と、決議687の第14項を順守してイスラエルを含む中東を大量破壊兵器のない地帯にすることをも保証できることを確信する。

2003年2月24日-25日、第13回非同盟諸国首脳会議のためにクアラルンプールに集まった非同盟運動諸国と政府の首脳は、平和で、繁栄でき、より正義に満ち、平等な世界秩序を確立するために、われわれが共通して追求している、バンドンで確定された運動の理想、原則と目的、および国連憲章に対する確信を維持し、そのための強い責任を再確認した。

脱植民地化、アパルトヘイト、パレスチナと中東の情勢、軍縮、貧困一掃と社会経済上の発展といった、メンバー国にとってとりわけ関心があり、決定的に重要な諸問題について、非同盟運動は、永年にわたり活動的にとりくみ、時には中心的な役割果たしてきた。創立以来40年以上たって、多くの挑戦と盛衰を経過してきたので、われわれの運動を強化するため、こんにちの時代と新しい現実に適合させながら、この運動の役割、機構と運営方法を抜本的に再検討するのは、時宜にかない妥当なことである。冷戦の終結とともに、一極主義の発生、一国行動主義への傾向、国際テロリズムといった新しい挑戦と脅威が生まれたが、運動としては、多極主義を育成し、発展途上国の利益を守り、加盟国が周辺化されるのを防ぐことが決定的に重要である。

グローバル化が一層進み、科学技術の急速な進歩がみられるなかで世界は劇的に変貌した。豊かで力強い諸国は、多くが発展途上国の犠牲で成り立つような、さまざまな関係を律する規則や、経済と貿易関係を含む、国際関係の質と方向を決定するうえで、法外な影響力をふるっている。したがって、運動としては、加盟諸国にとって適切で役立ちつづけられるような対応をすることが決定的である。

グローバル化は、すべての国の未来と発展にとって多くの挑戦とともに機会をもあたえるものである。現在の形では、発展途上国の周辺化を永続させ強めてもいる。グローバル化がすべての国民にとって変化をもたらす積極的な力となり、わずかな国でなく、最大多数の諸国に利益をもたらすものとなるようにしなければならない。グローバル化は、途上国の繁栄強化を保障するものでなければならず、貧困化と豊かな先進世界への依存を継続させるものであってはならない。

情報通信技術革命は、急速にかつ根本的に世界を変えつつあり、すでに先進国と発展途上国の間で広大で拡大しつつあるディジタル・デバイドを引き起こしているが、それは、発展途上国がグローバル化の過程から利益が得られるように、ギャップが埋められなければならない。この新しい技術革新は、発展途上国が近代化を進め、自らの発展目標に向かって経済を再活性化させるうえで、より容易に手にはいるものにならなければならない。

このような発展目標を達成するためには、それを可能にする国際環境と、先進世界にあり、われわれの対等な相手国を含む諸国が行った約束と保証を忠実に実行することが必要

となる。

将来は過去と同様に多くの挑戦と可能性をもつものであり、運動としては、強力で団結し、弾力性をもち続けなければならない。運動が引き続き適切でありうるかどうかは、加盟国の統一と連帯に大いにかかっており、また、このような変化に適合する可能性にかかっている。この点で、前回の首脳会議で開始された非同盟運動の再活性化の過程は、さらに強化させられなければならない。

言葉を実行に移そうとのわれわれの望みに基づいて、また、非同盟運動の基本原則、目的、目標に忠実に従って、われわれは次のことについてすべての努力を傾けるものである。

- ・ 共通の利益と共通のたたかいの歴史に基づいてわれわれの統一を堅め、これらの利益が一貫して増進され、われわれの関心事が完全に表されるようにわれわれの努力を続けていくこと
- ・ 諸国家間の対話と外交で世界平和を増進し、紛争解決に武力の使用を避けるという運動と国連憲章の基本原則を掲げ、遵守すること
- ・ 加盟国および国連加盟国の利益を守るために不可欠な手段として、多国主義的過程を促進し強化すること
- ・ 國際的な意志決定への発展途上国の参画を拡大するために、国際統治システムの民主化を促進すること
- ・ 國際的な意志決定過程において運動が脇に押しやられずに、その前線に位置できるよう、国際的な発展とりわけ非同盟運動加盟国に影響を与えるような事柄については、それに対応するよりは、むしろ積極的に働きかけること
- ・ 個々の国が、また集団的にも弾力性を強められるように、われわれ諸国の国力を強化すること
- ・ われわれの間の諸関係のすべての分野で、特に、政治的、社会的、文化的、経済的、科学的領域で、南南協力を強化すること
- ・ 建設的な関与、幅広いパートナーシップ、相互利益に基づいて、先進工業国とよりダイナミックで協力的な関係を促進すること
- ・ 市民社会諸団体、民間セクター、および国會議員とは、彼らが共通の目標達成に向けて建設的な役割を果たしていくとの認識に立って、より親密な相互活動と協力を促進すること

このような目標を追求するにあたって、加盟諸国は以下に述べる具体的な方法を実行するよう努力しなければならない。

- ・ われわれを分裂させず団結させる諸課題に焦点を当てることによって、加盟国間に共通の合意点を確立する観点から、国際問題に関する運動の立場について健全な検討と分析を行い、運動の統一と団結を強化すること
- ・ 運動が一層効果的で成果あるものにするため、集中的で簡潔な文書管理の必要性を含めて、運動の役割を検討・再定義し、その機構と運営方法を改善すること
- ・ 必要とあれば、運動と加盟国に影響を与える国際的な事態の発展にタイミングよく対応するために、ニューヨークとジュネーブ、ウィーンその他のセンターにおける調整ビューローの定期協議を通じて、われわれの活動の調整と協力を強化すること
- ・ トロイカ、調整ビューロー、すべての現存作業グループ、諸委員会、安保理事会の非同盟運動加盟国会議など、現行諸機構と機関すべてを完全に効果的に利用し、適当となれば新しいものを設立すること
- ・ 相互に作用する会議を増やして相互作用を励ますとともに、運動の効力と姿が強まるように、他の関係大臣をも巻き込んで、非同盟運動外相による定期会議を一層効果的に利用すること
- ・ 必要な支援システムの一部として、適切な機構を設立することによって、運動のスポーツマンとしての議長（国）の役割を強化すること
- ・ グループ77とは、合同調整委員会（JCC）を定期に一層頻繁に開催して、協調と協力を強化し、社会経済と発展にかかる諸問題についての共同戦略を定式化すること
- ・ 国連ミレニアム総会、国際貿易に関するドーハ会議、発展のための財政についてのモンテレイ会議、持続可能な発展に関するヨハネスブルグ首脳会議やその他国際分野の決定を、貧困解消、負債救済、能力増進といった発展途上国の緊急の要請を表現するうえで決定的なものとしてフォローアップすること
- ・ 具体的なプロジェクトと計画を実行に移し、資源をプールし、著名人や諸機関からの資金を導入し、地域的かつ地域間の協力を強めることによって、南南協力を強化すること
- ・ 國際的な計画、とりわけN E P A Dを通じてのアフリカへの支援と、後進発展途上国、海のない諸国、島嶼の小発展途上国にたいする支援を継続すること

(?)

- 南北間のより広い理解をもたらし、重要な決定が下される前に運動の諸見解が完全に考慮されることを保障するため、制度化された接触を含め、現存する機構と新たな適切な機構を通じて、先進諸国におけるわれわれのパートナー、とりわけG-8諸国との建設的な対話と相互活動を進めること

非同盟運動を再活性化させるというわれわれの目標を実現するにあたって、われわれは、国際平和と安全保障を維持し、国連憲章で謳われている、人権、社会的経済的な発展と国際法の尊重を増進するうえで不可欠な国際機関として、国連を強化し、それによって多極的な世界を促進するよう全力をあげなければならない。

////////// 03/3/11

オゾン層の破壊、大気の構成の変化による温暖化など、生命維持装置”を脅かす地球環境の危機は、二一世紀に入ることが直面する最大の問題の一つですが、『資本論』には、この問題を考える原点とも言つべき命題があります。それは、労働とは何か”を開いた次の命題です。

「労働は、まず第一に、人間と自然とのあいだの一過程すなわち人間が自然とのその物質代謝を彼自身の行為によつて媒介し、規制し、管理する一過程である。人間は自然素材のものにて、この自然力として相持する」(『資本論』三〇四、上)。

マルクスは、いひゆえ、「どのような特定の社会的形態

## —人間と自然との物質代謝の危機—

(三) 地球環境問題

私は、一〇世紀後半の數十年にわたる歴史が示したところに、自主的な発展の道を開きえたにしてよつか。体制となつてゐる資本主義は、経済の面で、これらの国々を負つていて、しかもかわらず、「南北問題」を引き起し、した歴史的責任を負つてゐるにちがわはず、「南北問題」を引き起し、した歴史的責任を保障する力を持たない、といふ事実だったと思ひます。アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカの諸国が、一二世紀の世界史的な激動の大好きな舞台の一ことになるべく予想させ根柢もまた、いの事実のうつむきにあります。

時期だけの問題ではなく、資本主義の発達した段階——機械制大工業の時代には、第一部「第二章 機械と大工業」のなかで、鋭く告発しています。

「国外市場の手工業的生産物を破滅させる」とによつて、機械経営は、外國の諸市場を強制的に自分の原料の生産地に転化させます。こうして東洋には、大ブリティッシュの原料の生産地に転化される。綿花、羊毛、大麻、黃麻、藍などの生産を強制された。大工業の諸国における労働者の絶え間ない一過剰化は、促成的な移住と外國の植民地化とを促進し、それら諸外国に母國の原料生産地に転化する。機械経営の主要立地に照心する新しい國際的分業がつくり出され、それが、地球の一部を、工業を主とする生産地に転化させます。農業を主とする生産地に転化されたために、他の部分のために、農業を主とする生産地に転化させます」(『資本論』③七七九、(上)一七七六頁)。

「南北問題」の根底には、資本主義的生産様式が、現在「南」と呼ばれる地域——アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカの植民地体制の崩壊の段階を辿り、アジア、中東、アフリカ、ラテ

アメリカの人々にいたいして数世紀にわたっておこなつてきたり、この略奪と支配の歴史があるのです。

第二次世界大戦のあると、世界史は植民地体制の崩壊の段階には、次々と政治的独立をかちとり、国際政治の上で大きくなっています。

(11) 「南北問題」を「資本論」から見る

折です。」  
「資本主義的商品生産は、それが發展するのに同じ程度に、あらゆるよき古い、主として技術的日本式を目的としして生産物の余剰だけを商品に転化する生産形態にたいし、これは生産様式そのものの發揮するものとすれば、資本主義的世界貿易を主要な開拓事にする——たゞい、生産物の販売上、解説的體的に作用する。それは、さしあり外見上、半殖民地的な民族に与えられた最初の作用が、そつてある。しかし第一に、この資本主義的生産が根を張つたといふことは、それは、生産者たちからじたつに入れての商品生産を資本主義的商品生產に転化させる』(第一部第一編)第一章『貨幣資本の循環』  
『本編』⑥六一、(上)六二六頁)。  
かくして販売するにとづくが、または川に余剰生産物を商品として搬入するにとづくが、または半米開拓の半殖民地などとの生産物であるうと、農民たち(中國人、インドのラマヤト)農業であるが、同時に商品生産である限りは——の一般的な生産様式——それがあれ商業資本としてあれ、きわめてさまざまな社會の流通過程の内部では、商業資本の循環は、貨幣資本として機能するそ

から経済格差を解消して紛争の種をなくす」というのが今日の国連でも配的な考え方である。しかしアメリカは「だから地城的挑戦者」といふ選択肢をとるのである。その道を通じて粉砕する」ことは、だから圧倒的な軍事力で「地域的挑戦者」を粉砕する」根本問題は解決しないにしかかわらず。簡単にいって言えば、世界の大多数の国と国民党貧困状態においても、アメリカだけが飛びぬけて裕福な地位をいえども、それでも保持続けようとして膨大な軍事力に固執する発想が、世界和平に対する深刻な脅威なのである。

昨年九月に、世界一十九ヵ国の首脳らが参加して開かれた国連会議で、「アム宣言」で合意された。

そのためにアメリカ国民が困難化の道を選択する必要はない。膨大な軍事費削減し、これまでのような軍事事業でない科学技术発展の道をとればよい。しかし残念ながら、タクシードン人脈主導のブッシュ政権が、そのよつてな発想の転換をするとはありそつにない。宇宙の軍事分配を視野に収めた三・二・八防衛計画はじめとするブッシュ政権の危険な世界戦略への国際的批判的強化が求められている。

九月九日

「全而的優勢」と翻ひついたも「一つのキーワードは「非對稱的脅威」である。これは、ソ連のよつてにアメリカと対抗する軍事力をもつ敵国（対称的脅威）は近い将来に登場しないし、登場させてもいけない。それでも「サイル防衛の綱目を張り巡らすなどの手段により、どんな敵よりも打ち負かす強大な米軍を脅威（脅威）が出現する。そこで「サイル防衛の弱点をつく脅威（非対称的攻撃）などで米軍の圧倒的軍事力の弱点をつく脅威（非対称的攻撃）などで米軍の圧倒的軍事力の弱点をつく脅威（非対称的攻撃）がある」という議論である。

いま一つのキーワードは「国防衛」である。これは要するに「サイル防衛計画などに、他国（＝サイル攻撃やテロ攻撃から祖国アメリカを防衛するという考え方である。

世界でアメリカが自己的地位をどうのつかう考え方で、これが初頭の「唯一軍事超大国アメリカ統一化」の思想である。

かび上がりつつある。一言でいえば、そこにあるのは「唯一軍事超大国アメリカ自身の発言を見れば、九年一月一九日の

して行動している時であれ、全面的な範囲の軍事行動により、どんな敵をも打ち負かし、どんな情勢をも統制する能力「」のことである。一一世紀の米軍は、いのちつな能力を達成しなければならないといふ。

「ジョイント・ビジョン」IOIOは、「全般的優勢」を達成するには「新技術の着実な注入、装備の近代化や置き換えて」が必要だが、そのまゝ「物質的優勢だけではなく組織的優勢」を有効に活用できるトータリーバイ、組織訓練・教育・指導者、人の発展がいっそつ重要である」としてあります。

ルールを無視し、各地の軍事的事に、政治的緊張を高めるものがまさにこれは、冷戦な事実である。その点で、いかにも軽力のいとある。二世紀の米軍は、いかにも能力を達成できない。

「其にアメリカ的な国際主義」と題した外交演説では、「新し  
い技術を最大限に利用して、世界最高の軍事力をより高度に  
表明している。また強大な軍事力と強靭な意思、迅速な反  
応、「次の世紀もわれわれの時代にならなければならぬ」とい  
う基準で、「勝利」が確定した昨年一月二三日の演説  
では「どんな挑戦にも耐えうる」というふた軍隊をわれわれは有するといふところだ。た  
は今年一月二〇日の就任演説では「弱さが挑戦を招かないよ  
うに、挑戦を超えた国防を建設する。アメリカは世界に闘争  
し難い、自由に有利な力関係を形成する。これを自由の敵た  
ちは誤解するな」と言いた。したがって、「世界の幅広い発書が、先に紹介したペントゴン筋の世界論  
と大きく食い違つてゐるとは思えない。

これまでの機譯から、アーヴィングはソ連崩壊後、唯一の大國となつたアメリカをさらに軍事的に強化しようとしており、その姿が明らかである。では、その背後に、どのような世界観があるのかについて、最後にいく手短く見ておきたい。

この点についてアーヴィング自身が自らの考え方を必ずしも全面的に展開しているわけではない。しかし国防総省がこの間に系統的に発表している文獻には、アメリカの軍事指導部の世界情勢論が相当明確に表記されている。国防総省人脈が中枢を占めるブッシュ政権の発想が、それらと無縫たといふことを「全般的優勢」、「相国防衛（ホーリーマンド・ティファナンス）」、「非対称的優勢」など見えておきたい。

昨年五月末に国防総省が発表した「ジョン・ビージョン・エイズ」(1)によると、今年一月一六日にはコーエン国防長官(当時)が提出した「OPLAN-1010」や、今年一月一六日にコーエン国防長官(当時)が提出した「OPLAN-1010」や、「全般的優勢」である。同国防報告書が強調しているキーワードは、「全般的優勢」である。同国防報告書によれば、それは、アーヴィングが一方的に行動している時であれ、多国間で連携

「3」唯一軍事超大国永続化の思想

のルールを無視し、各地の軍事的・政治的緊張を高めるもののが多いことは、冷戦の事実である。その点で、いはゆる「複雑でない」。

いは、ジャヴァニアス・タヴァの著書に詳しく述べるが、明らかに「二重規範」の適用を当然視していたといふ点がある。その説明によると比較で、さきめて粗略な態度をとり、いわゆる「二重規範」の適用を公私に適用するといふ點がある。その説明によると会社については女性の配属等をかくし、本国にある上場会社の規範であるユーロ・カーバイドが、在ホーリーの原因解明の過程で一つの特徴にはきりとしたことは、在アメリカ

の大悲劇事件となつたのである。

死者的二〇〇〇人、重傷者三〇〇〇人、傷害者二〇〇〇人といよりはかなかつたといふ。事故の結果、一週間たった時点では効果なく、監視人全体がその場から二ヶ所まで逃げ出しても監視人が気がついたときは、安全装置を発動させてもいたのだった。それは、事故の日午前零時四〇分ころのときに内温度が華氏七十七度までがあり、くだんのかスが漏れ出し藏タンクの中に保管されているのに、原因不明のままタンクは、きわめて危険性の高い化学会物質で、通常は冷凍された時その生産工程で使われるMTC (methyl isocyanate gas) 事故である。この工場では殺虫剤の生産が行われていたが、ハーベルで発生したユーロ・カーバイド社の子会社工場での劇事件を聞きおこしたが、そにあつて「二重規範」の発想で一大悲劇的なものだったが、そのモチーフは災被者のみいわば象徴

出英勵謹を教訓したわけではない。

たる事例である。

地元で立せられた目的の皮肉をいためた対立法 (satirone count) も、あらためてモノを机き、やのんで「あれは分析の論点

「極端の余地ない」 (impeccable) などだからだ、と言いつて質問に答へます」 (抜粋) するにとが経済学の論理からしてすすけてある」と書き、その根柢として、有資本主義を最低限度で、「公務業者は出来るだけ多く本土に移すよう奨励されることは、ハーバード大学総長が、行内配布のモララン

典型的だったのは、一九一一年のと、世界銀行副総裁の地位にあつたローレンス・スマース (その後財務長官職を経て現在はハーバード大学総長) が、行内配布のモラランゼーションの中で経済と軍事の面において抜きんでた国で進めている現状の含意を検討していることでした。

ある北米合衆国が一級支配の批判を受けかねない政策を押しながら、本稿では採りあげる主題を限定し、現在のハーバードには重要な問題がいくつかあるが、焦点を絞ると、主として利潤追求の衝動にかられるまま広く地球上を駆け巡っている寡占化され肥大化した金融資本が实体经济から遊離した形

(日本経済新聞社論) 二月二日付

銀行政だった。

たのはベキヨン式ではなく、(資本論) でいうと先進の機は起らなかった。それが水からメキシコに運搬して出していく。それがまた資源でしかなかったが、技術が出ていない。これがアメリカ社会に対してはより大きな転換点を意味したものである。一九一一年の事件ではなんでも後の時代になると、だからこそ、ハーバードマサは「今後数年も後の時代には、カジノ資本主義」の典型例が見られると言つてしまふ。

「いまはと通りな国际金融制度改訂は、一Mト、世界銀

銀行を廢止するにじた。IMFなんかしたら、アシの新設が決まる。

「カジノ資本主義」の典型例が見られると思つと、むし

一・カーミングを重層的にとてあやんだ非行振りを思つと、むし

27

モで述べられたがえ方は世界銀行の立場を代表するものでは抗議が今が面から集中し、同銀行に対しては、スマース・メラジルで開催予定の「地球サミット」会議開催でもあつたスマースのモデルが公にみなされたのは、さううど一九一年の

「二重規範」 (double standard) の概念にはかならない。うな施設はスマッシュ街に近く持てていればよい、といふよりも運用される「米洲禁認」の論理であり、公共を生む以上であつて、昔にいの最後の点は、一国内の問題に網羅して

くるから貸し出場所へ移れば、全体として費用は少なきつて、古く誰かするにまゐるから、汚染が済める費用するにまつては、必ずしも環境を減らすことにとなる。

(2) 費用は、荷物の増加は不釣合に増加する。だから、よりこれまで場所からきれいな場所に移すことは費用を減らすことになる。

(3) ひととは、その所がどこにするにまつては、費用をいつて古く誰かするにまゐるから、汚染が済める費用するにまつては、必ずしも環境を減らすことになる。

(1) 行業の費用は、結果としての死じや傷害のおかげで減少される収入額の人さに依存する。やして、いのようにによる根拠を紹介すると――

きに要約した The Economist 誌 (一九一一年一月一五日)

み入った理論的説明を伴つたものだったたので、それを業界向

のスマース発言は、單なる想い付ではない。かなり込

みた事例である。

Trinity College,Dublin の講義

（ハーバード大学）

アーリカ合衆国はdomination (支配) の道である。

「アーハリセードン」呼ばれてはいるが、だらう

とした米国の一極支配

地球グローバル化を背景

である。

スが指摘した問題点は、体制改革の必要を示唆するやんが資本制社会の特徴に由来する動向なのであり、ケイティでは金融部門の拡張を自動化するにとがでます。情勢次第分にかんしては市場効率を期得するにとがでます。情勢次第を完構成してしまして、サープラス (剩余生産物) の効果をや生産や販賣先においては市場メカニズムが規制の効果をもたらすとき、その成果には難が多い」と書いたが、価格がケイティは、「一国の資本の発展がカジノノ的活動の盛衰におけることになるからとされなさい」と書いたのである。

がアメリカ社会に対してはより大きな転換点を意味したものである。だからこそ、ハーバードマサは「今後数年も後の時代には、カジノ資本主義」の典型例が見られると言つてしまふ。

近代経済学の歴史で、米村田である生産力の進歩が体制面の経済構造に変革をもたらし競争の寡占状態を不可避にする

(二二三)

卷之三

## 休制変革の契機

は、地球全人口の三分の一を占める日本は、日本の生産能力が世界で最も高い国である。そこで、世界の資源を最大限に利用するためには、資源開発と資源供給の両面から、資源政策を実行する必要がある。資源政策は、資源の供給側と需要側の双方から、資源の有効利用と資源の持続可能な利用を目的とするものである。

- \* WIPO の加盟国になつて、ないない規約を日本指して標示
- \* M F よりびその他の国際的金融機関のプログラムや其  
務事項をどの程度まで適用しているか、

\* 指定には付加的な要件として、サハラ以南アフリカの対象国が以上の事項を含んだ一の操作のうえに、同法の第四節

\* 特別な問題をもつて、この問題を扱ふ。

\* 据収計画を立てて、政商官理下の企業の近代化を奨励す

「常に我が私たちのまことに口の前に、姿を現わしている」  
これは、常に藝術的動向の新しい形態が探知できることだ

る可能性が強いたい。要するに、地域タローハル化の中での米国一極支配の本質的内容は、軍事面での地域規模の干涉主義（「憑の板垣」論）と、経済面での市場原理主義の押しつけであって、この後者は、「市場やらうやく日本の支配下に込まれるに至った私的資本」ための利誘政策を確保でけるに至った。私は、

米政府は、「アフリカ法」で米ア间的の無関税自由通商の条項を講らしげに憲伝したが、その一方で、アフリカの諸国が介々開港免除の条件として一帯高一期群をもちえた鐵製品の場合の対米輸出とし、その結果米國が求められた原料の布地や綿糸は米國製である。この条件を「政治的に毀滅された非入り丸業にはかなぬ」と書いて其圖したのである。

今、開港免除の条件として、原料の布地や綿糸は米國製であるのにが求められて居る。Wall Street Journalは、この条件を「政治的に毀滅された非入り丸業にはかなぬ」と書いて其圖したのである。

ぬ」と書いて其圖したのである。

しかし、おやべいの「アフリカ法」で一番の問題は、それがアフリカ本国に本拠地をもつて居る企業にとっての「アフリスマス・ソニー」を提供するので、何謂われている点である。批評者の一人であるマクシム・ウォータース博士院議員も、「この法律案は、アフリカにおける所有権をアフリカ人にしておけば、この法律が求めて居る民営化は、鉱山、森林、油田、港湾設備までを含んでいて、これらはアメリカの多国籍企業にけり」といわば焼け残りの持続価格で買ひ去られる。

には、サルスベリ的論理論用の語彙なる具体例があつた。

# アメリカのイラク侵略糾弾 国連憲章による平和を！

ベトナム反戦	世界的規模になるには10年、非同盟運動当初役割果たせず
1960	南ベトナムの米軍事援助顧問団327名を685名に増強
65	南ベトナムの米兵力14万8千名となる
69	全米でベトナム反戦運動高まる
71	ワシントン50万人デモ最大規模
イラク反戦	戦争がおきる前1年間で世界的規模に、非同盟運動傑出した役割

## 第57回国連総会(9/12)から

## イラク暫定統治機構発足に向けた第1回準備会(03/4/14)までの主な動き

(秋庭メモ) 03/4/18記

年／月

02／9

◆第57回国連総会 ブッシュ大統領 イラク攻撃への賛同を呼びかける

◎国連内で非同盟諸国閣僚会議(9/16)

■独社民党 イラク攻撃反対、ドイツ参戦拒否 総選挙勝利

○抗議行動 イギリスロンドン 40万人デモ

10

◎非同盟運動議長国南ア国連大使安保理議長に書簡(10/2)

◆安保理公開協議(10/16~17) 70人発言 90% 63人イラク攻撃反対

○抗議行動 アメリカーワシントン10万人(4月数万人デモ)、サンフランシスコ 20万人デモ

◆ブレア、ブッシュに国連との協力よびかける

11

◆安保理1441決議 自動的武力行使排除(11/8)

○抗議行動 イタリアーフィレンツェ 100万人デモ

12

■「ロス・タイムス」(12/17) イラク戦争反対は愛国者か イエス70%

18~19 ■イラク戦争反対国際会議(カイローデモ、路上での宣伝物の配布など禁止)

\*エジプト平和活動家、無所属国會議員、ベンペラ元アルジエリア大統領、クラーク元米司法長官ら海外から50人参加  
\*議長ベンペラ

\*欧米諸国とアラブ諸国組織の代表との初めての交流

\*「カイロ」宣言発表、米政権の霸権主義とイラク戦争反対、新自由主義のグローバル化反対を結びつけての大衆運動を発展させよう

\*会議組織者の1人(医師)

会議は、イラク戦争反対のネットワークを強固にし、アラブの一般市民がイラク問題を自らの問題と考え行動する第一歩となりました。これまでアラブではアメリカに対し敗北主義的雰囲気が巾を利かせていましたが、これを克服することが必要となっています。私たちはアメリカの覇権主義を封じ込めるることは可能だと確信しています。

21 ○抗議行動 エジプトー在カイロカタール大使館前に約1000人のカイロ市民が集い、イラク戦争反対、カタール政府はアメリカの軍事支援要請を拒否せよ、との声をあげる。

31 ○抗議行動 韓国ー全国60地域「100万ろうそくデモ」デモを初めて提案したキムさんー平和と反戦を正面からかかげるべきだ。民族の主権という目標だけでなく、世界で反戦・平和の運動をしている人びとと手をとりあえるようにしたいー民族自尊心が火をつけたアメリカ批判の高まりは、世界の反戦・平和勢力との連帯をめざすうごきに発展。

03/1

■安保理議長国 フランス

■フランス「フィガロ」紙(1/9) 戦争反対77%、支持16%

○抗議行動 パキスタンー主要都市で数万人のデモ、バーレンー米第5艦隊司令部前デモ数百人

11

■ロンドン活動者会議(戦争ストップ連合)

12月のカイロ会議の重要性をも特別に強調、2/15 数十万のデモの成功をめざし「一人が一人の仲間を連れて」とよびかける。会議にベンベラ元アルジェリア大統領も参加、「搾取と抑圧に苦しむ第三世界をはじめ自由と平和を求める全世界の声を結集して戦争勢力を包囲し、イラク攻撃を止めさせよう」と訴える。

○抗議行動 アメリカーロスアンジェルス2万人のデモ

12 ■「英日曜紙サンダー・テレグラフ」英与党・労働党の地方支部長74人を対象、新安保決議なければイラク攻撃反対89%

○抗議行動 モロッコーラバト 25,000人のデモ

15

■「イラク問題で意見を異にする共和党員」(ウォール・ストリート・ジャーナル紙全ページ大意見広告)

■米世論調査機関「ピュー・リサーチ・センター」(02/秋44ヶ国38,000人対象) 対米感情悪化の傾向、多くの国で、アメリカの政策は貧富の差を拡大し、地球環境問題を放置している、と考えている。今回の調査を指揮したオルブライト前米国務長官「驚きで言葉もない、アメリカとイスラム諸国はやるべきことが山ほどあるようだ」

*武力行使	N O	Y E S
アメリカ	2 6	6 2
イギリス	4 7	4 7
フランス	6 4	3 3
ドイツ	7 1	2 6
ロシア	7 9	1 2

- \* イスラム諸国会議機構(1971年創立、OIC、57ヶ国、11億5千5百万人)
- 18~20 ○抗議行動 アメリカ 70万人、フランス 20万人、スペイン2万、イギリス1万など、世界30カ国以上の国々で反戦デモ
- 20 ◆国連人権委員会、議長を選ぶ会合で途上国（非同盟諸国）が結束、アメリカが反対するリビアを選出。通常は「当番」地域が推薦する候補者を追認する。リビアの選出にアメリカが強く反対、同委の歴史上初めて投票にもつれこむ。投票の結果賛成33、反対3、棄権17
- 21 ■イギリス－決議なし攻撃に81%不同意（英世論調査機関ICM）
- 23 ■イラク周辺6カ国外相会議－トルコ、シリア、エジプト、イラン、サウジアラビア、ヨルダン－査察の継続と平和的解決の追求で合意
- 24 ■米民主党下院議員122名「査察継続を」の手紙を大統領に送る
- 25 ■ベルギー世論調査 一方的攻撃反対 97%（「ルソワール」紙）
- 26 ■米世論「国際協調派」が優勢。ニュース・ウイークリー誌の世論調査発表（1/23~24実施）
  - \* 査察団が必要とするだけ時間を与えるべきだ 41%
  - \* 「数ヶ月」「約1年」と合わせ査察団の要求をほぼ満たす期間を与えるべきだ 59%
  - \* イラクへの軍事力行使賛成 60%（+3ポイント） 反対 35% (+4ポイント)
  - \* 国連の支持をえて主要同盟国と攻撃 賛成 81%
  - 国連の支持なし 1.2の同盟国と攻撃 賛成 40%
  - 国連の支持なし 単独で攻撃 賛成 31%
- 日本（「朝日」前回02/10） 反対 賛成
  - イラクへの軍事攻撃 69%（前回65%） 20%（前回26%）
  - アメリカへの日本の協力 62%（前回57%） 27%（前回29%）
- 日本国民イラク攻撃に反対7～8割

反対	賛成
80	13
- 毎日（27日）
- 政党支持層別 日本共産党支持 94%
- 支持政党なし 85%
- 自民党支持 74%
- 72 21 TBS系JNN（11~12日）
- 27 ◆国連査察団－国際原子力機関（核兵器担当）、国連監視検証査察委員会（生物化学兵器担当）による査察結果、国連安保理に報告。イラクによる大量破壊兵器の保有について 決定的証拠なし、イラクが査察に完全に協力していない。査察の有効性を強調、それを継続する方針を示す。
- 非同盟諸国首脳会議の議長国南アのクマロ国連大使記者会見。南アは1974年核兵器開発6発保有、自主的廃棄を決定。国連の査察を受け、94年までに核兵器廃棄の証拠を提出。

- 南ア政府によるすべての協力にもかかわらず、核兵器が廃棄されたと、国連査察官が満足するには2年以上もかかった。非同盟運動としては、査察官がイラクで実行すべきだと安保理で合意したことを実行するのに、十分な時間を査察官に認めるよう安保理に希望したい。
- 28 ■ブッシュ大統領一般教書演説－国連無視の戦争演説。  
野党民主党－アメリカは間違った方向にすすんではいると厳しく批判、一昨年の同時多発テロ直後から大統領を支えてきた超党派の結束は、面影もなくなった。
- 29 ■欧州30カ国の世論調査 82%アメリカのイラク攻撃に自国政府の参加反対 (EDS ギャラップ・ヨーロッパ社)
- 30 ◆欧州会議総会 イラクへの武力行使正当化できない  
賛成146, 反対7, 壄権4  
欧州議会 イラクへの一方的軍事行動反対  
賛成287, 反対209、棄権26  
欧州会議－1949年設立、欧州統合の達成などをめざし設立、現加盟国44カ国、総会は加盟各国議会から政党比に応じて選出された議員で構成、欧州連合とは別組織。  
欧州議会－欧州連合の諮問機関で、各国で選出された議員で構成。
- 軍拡テコに利益6倍（ボーイング10~12月期）コンデット最高経営責任者「おそらく戦争は起こるが、比較的短期間で終わるとみている」
- 31 ■スペイン－いかなる場合も戦争反対74%（日刊紙エルケント）
- 2 14 ◆安保理－イラク攻撃賛成4（米、英、ブルガリア、スペイン）、反対11
- 15 ○抗議行動 全世界78カ国・地域（600都市－アメリカで200以上の都市）、1000万人を超えるデモ
- 18-19 ◆安保理公開協議－62カ国発言、アメリカ支持は日本、オーストラリア、アルゼンチンの3カ国だけ
- 20-25 ○第13回非同盟諸国首脳会議（クアラルンプール・マレーシア）－イラク攻撃に反対する決議
- 26 ■イスラム諸国会議機構非公式首脳会合（クアラルンプール）－外国軍によるイラクへの侵略に反対
- 3 5 ■イスラム諸国会議機構緊急首脳会議－イラク攻撃に反対する声明
- 7 ◆対イラク修正決議案（米・英・スペイン）国連安保理に提出－武力行使への道
- 8 ○国際婦人デー 抗議行動 韓国、インド、エジプト、ニュージーランド、フィリピン、インドネシア、メキシコ
- 9 ○抗議行動 インドネシア－80万人、パキスタン－数十万人
- 11 ■パキスタン政府緊急閣議－国民に受け入れられない決議を

- 支持すべきでない
- 12 ■ニューヨーク市議会—イラク先制攻撃に反対する決議
- 14 ◆国連安保理外相級会合一平和的解決の主張大勢
- 抗議行動 インド、タイ、韓国、マレーシア、ベトナム、ドイツ、オーストラリア
- 15 ○抗議行動  
ヨーロッパ：スペイン—マドリード 100万人、バルセロナ 50万人、イギリス—ロンドン 200万人（英政治史上最高）、フランス—パリ 25万人、デンマーク—5千人、ドイツ—60万人、オーストリア—3万人、イタリア—70万人、ベルギー—3万人、ギリシャ—2万人、スウェーデン—4千人、トルコ、  
アジア：インド、パキスタン  
中東：シリア—数万人、レバノン—1万人、エジプト、ヨルダン、パレスチナ自治区、イエメン—数十万人  
中南米：アルゼンチン、チリ、メキシコ—3万人  
北米：アメリカ—テキサス 6千人、カナダ、  
大洋州：オーストラリア—20万人、  
「経験したことのない規模の反戦運動」（英労働党下院議員トニー・ベン）
- 16 ■米英スペイン首脳会議—イラクへの武力行使容認決議案（修正案）採択求めず イラク攻撃を決める
- 17 ○抗議行動 アメリカ、ベトナム、ドイツ
- 18 ■ブッシュ—イラクのフセイン大統領と2人の息子に対し、48時間以内に国外に出るよう要求、従わない場合は武力を行使する
- 19 ■ブッシュ米大統領 開戦演説  
■戦争反対を訴える2つの全面広告（「ニューヨータイムズ」）  
\* 弹劾へ投票を（大統領・副大統領・国防長官・司法長官）  
\* 反戦の作家たち（147人）
- 20 ■アメリカ イラク攻撃開始  
■日本 小泉首相 イラク攻撃支持表明  
○抗議行動  
フランス—パリ 7万人、イタリア—ミラノ 15万人、ローマ数万人、イタリア 3大労組 2時間ゼネストおよびかけ、スペイン—マドリード 5万人、バルセロナ 1万2千人、ギリシャ—アテネ 15万人、イスペーベルン 1万人、ジュネーブ 8千人、チューリッヒ 8千人など全国30都市、ポルトガル—里斯ボン 1千人、スウェーデン—ストックホルム 1万人、フィンランド—ヘルシンキ 3千人、ベルギー—ブリュッセル 3千人、オーストリア—ウィーン 8千人、チェコ—プラハ 1千人、ドイツ—ベルリンで高校生 2万人など 680 の集会で 20万人以

- 上参加、イギリス一ロンドン50万人など各地で集会、エジプト一カイロ2万5千人、ヨルダン一アンマン2千人、アメリカ主要都市、ロシ亞ーモスクワで抗議行動、オーストラリア一シドニー2万人、メルボルン2万人、ブリスベン5千人、キャンベラ1500人、ニュージーランド一オークランドで抗議行動
- 抗議声明 中国、ベトナム、イラン、マレーシア
- 21 ○抗議行動  
イエメン一サヌア3千人、エジプト一カイロ5万人、レバノン一ベイルート数百人、バーレーン一数百人
- 22 ○抗議行動  
アメリカ一ニューヨーク・ブロードウェイ30万人、サンフランシスコ数万人、ワシントン1千人、ドイツ一全国で10万人、ポルトガル一里斯ボン9万人(元大統領、元首相参加)、スウェーデン一ストックホルム6万人(複数の現職閣僚参加)、スペイン一マドリード25万人、バルセロナ75万人(アスナール首相辞任要求)、イタリア一ミラノ15万人、フランス一パリ10万人、チリ一サンチャゴ1万人、オーストラリア一シドニー3万人、キャンベラ5千人、メルボルン数千人
- 戦争停止声明 サウジアラビア、シリア、ヨルダン
- ◆国連総会開催要求声明 ロシア下院臨時本会議
- 選挙 反戦掲げた労働党、オーストラリア議会選挙(ニューサウスウェールズ州議会選挙・定数90)で、労働党55から60に伸びし、イラク攻撃に参加している自由党・国民党の保守連合を破り圧勝した
- 23 ○抗議行動  
ヨルダン一アンマン1万人、エジプト一カイロの知識人の怒り。アラブの人びとは、イスラエルへの怒りと後ろ盾になっているアメリカに不信を持っている。しかし今度の戦争で不信から憎悪に変わりつつある。この憎悪はアメリカへの従属を深める自国政府、アメリカ絶対的支持の日本への厳しい批判となりつつある。シリア一ダマスカス50万人(過去最高)、リビア一トリポリ数万人、チュニジア一チュニス1万人(戦争開始以来最大規模)
- 抗議行動  
パキスタン一ラホール15万人(同国最大規模)、ドイツ一ライプチヒ5万人、ハンブルグ2万人、ヨルダン一アンマン1千人
- 米英糾弾動議全会一致で採択一マレーシア下院にマハティール首相が提出
- 安保理開催要求一ロシア外相
- アラブ連盟外相会議(21カ国とパレスチナ自治政府)  
米英によるイラク戦争を非難。戦争の即時中止と国連安保理

- の緊急開催を求める最終声明採択（クエートは保留、カタル、バーレーンは賛成）
- 26 ◆安保理事会公開協議  
米英によるイラクへの侵略を承認するような決議を起草すべきでない  
原口大使一全面的支持 1億1千万ドル支出すると  
■ロシア世論調査 憤りをもつ 83% 軍事行動支持 2%
- 27 ◆安保理公開協議（パレスチナを含む非理事国23カ国、理事国15カ国、計38カ国発言）  
多数の国が米英によるイラク攻撃を国際法違反の侵略と非難、停戦を要求、この攻撃による「国連無用論」に反撃
- 28 ○抗議行動  
ヨルダン—アンマン1万人、ザルカ3千人、シリア—ダマスカス1千人、バーレーン—1万人、エジプト—カイロ10万人、イラン—数万人、オーストラリア—メルボルン1万5千人、マレーシア—クアラルンプール5千人
- ◆安保理  
イラク人道援助一致して採択、援助への米英の主な責任を確認
- 29 ○抗議行動  
アメリカ—ボストン数万人、ニューヨーク1千人、フランス—パリ6万人、イギリス—ロンドン1万人、イタリア—10万人、ギリシャ—アテネ5万人、ドイツ—12万人、ベネズエラ—カラカス数千人、スイス—ジュネーブ5千人、スペイン、ポーランド、ブルガリア、ハンガリー、スロベニア、中国など十数カ国
- 30 ■スペインの変化  
政党支持調査で国民党は、野党・社会労働党に追い抜かれた。  
96年から政権についている同党が政党支持率で野党を下回るのは2月の調査に統いて2度目。レブレハ市の市議団長、ほか市議1人、支部党员20人が離党表明。
- 抗議行動  
パキスタン—ペシャワル7万人、インドネシア—ジャカルタ25万人、インド—コルカタ(カルカッタ)60万人、ニューデリー3千人
- 世論動向  
ラトビア大統領、アメリカ支持で支持率急落  
1月 69.9% → 2月 62.1% → 3月 46.3%  
イタリア 軍事行動反対 75%
- 31 ■アラブ諸国外交団—イラク戦争の即時停止のための国連加盟191カ国による緊急総会の開催を求めていくことを決定
- 4 1 ○アメリカの自治体 政府の軍事行動反対広がる  
全米最大都市ニューヨークを含む162の自治体がイラクに対する先制攻撃に反対する決議を可決、他の多くの都市でも

- 同様の案が採択待ちの状態
- 抗議行動 スペイン—学生 5万人
- ◆アナン国連事務総長 国連総会について談話  
アラブ諸国、非同盟諸国が国連総会を求めていることについて、戦争が続いていることに不快感が示されているとしながら、現段階で総会が開かれるかどうかわからない
- 2 ■パキスタン上院 イラク戦争中止を求める決議  
安保理が戦争中止のイニシアティブをとるように国連に求める決議を一致して採択
- 抗議行動  
イタリアー100万人反戦スト、パキスタン—クエッタ 2万5千人、韓国—国会のイラク派兵反対デモ
- 3 ○抗議行動 キプロス—反戦スト 30分数千人、ギリシャ—公務員 24時間スト
- 4 ○抗議行動 パキスタン—5万人
- 5 ○抗議行動  
アメリカーオークランド、シカゴ数千人、デトロイト、ワシントン数百人、イギリス—ロンドン 3千人、ドイツ—ハイデルベルグ 2千人、イタリアーアビアノ 1千人、スペイン—バルセロナ 3万人、南アフリカ—ヨハネスブルグ 5千人、ケープタウン 2千人、インドネシア—クディリ 1万人、ジャカルタ 1千人、バンダーン 2千人
- 7 ★米軍 イラク共和国宮殿を占拠
- 8 ★イスラエル イラク戦争後はじめてパレスチナ自治区ガザにF16 戦闘機とヘリコプターでミサイル攻撃、7人殺害、50人負傷、
- 9 ★イスラエル軍 ガザで銃撃、4人殺害、10人負傷
- 抗議行動 ロシア—モスクワ 10万人（過去最高）
- 10 ★イスラエル軍 ミサイル攻撃 1人殺害、子どもを含む12人負傷
- 抗議行動 スペイン—10万人
- 12 ■列国議会同盟（145カ国加盟、135カ国参加）  
イラク復興は国連主導で
- 14 ○抗議行動 スペイン—20万人、イタリア—30万人、フランス—1万5千人、インド—1万5千人、バングラデシュ—2万人、メキシコ—10万人、ドイツ—1万5千人、イギリス—20万人、アメリカ—数万人
- イラク暫定統治機構発足にむけた第1回準備会合
- \*イラク・イスラム最高革命評議会は会合ボイコット（イラク人口の60%を占める）
- \*イラク国民会議（アメリカにより組織された）の代表チャラビ氏本人は欠席
- \*会議の日程を決め、参加者を招待した人—フランクス米中央軍司令官

- \*会議を直接とりしきったのは、「復興人道支援室」のガーナー室長とブッシュ大統領が任命したハリルザド・イラク問題特使
- \*ガーナー退役陸軍中将一ラムズフェルド国防長官の強い意向で室長、反パレスチナ、親イスラエルの立場にたち、事前にイスラエル訪問、同国と安全保障問題で協議
- \*ハリルザド特使一国連を初めから排除して、米国と「価値観」を異にする国には先制攻撃の武力行使もおこなうという「新保守主義」勢力の有力メンバー。中東・中東アジアの石油資源を狙う米国の石油独占「ユノカル」の顧問を務めたこともある。
- \*会場周辺 2万人の反米でもで埋め尽くされる

### 関係国の人団紹介

#### ■ヨーロッパ

イギリス	5 9 5 0 万
フランス	5 9 5 2 万
ドイツ	8 2 2 6 万
ベルギー	1 0 2 1 万
オーストリア	8 1 0 万
スイス	7 1 6 万
イタリア	5 7 3 7 万
ポルトガル	1 0 0 4 万
スペイン	3 9 4 2 万
ギリシャ	1 0 6 3 万
スウェーデン	8 8 6 万
フィンランド	5 1 6 万
デンマーク	5 3 1 万

#### ■アジア

インド	10億0214万
パキスタン	1億3750万
バングラデシュ	1億3744万
韓国	4613万
インドネシア	2億1049万

#### ■オセアニア

オーストラリア	1 9 2 6 万
ニュージーランド	3 8 3 万

#### ■中東

エジプト	6 2 9 6 万
シリア	1 6 3 0 万
レバノン	4 2 0 万
ヨルダン	4 9 9 万
サウジアラビア	2 1 6 6 万
クウェート	2 2 7 万
イエメン	1 7 6 8 万
バーレーン	6 7 万
カタール	5 9 万
トルコ	6 7 3 8 万
キプロス	7 6 万
イスラエル	6 0 4 万
イラン	6 3 6 6 万
イラク	2 3 3 3 万
アラブ首長国連邦	2 6 1 万
チュニジア	9 5 6 万
リビア	5 2 9 万
モロッコ	2 8 7 1 万

#### ■ラテンアメリカ

チリ	1 5 2 1 万
メキシコ	9 7 0 2 万

#### ■北米大陸

アメリカ	2 億 8 1 4 2 万
------	---------------

### 世界各地で反戦デモ ミラノでは50万人参加（共同通信 2003年3月16日）

イラク攻撃に反対する国際統一行動日となった15日、世界各地に反戦デモが広がった。

イタリアのミラノ市中心部では、イタリア労働総同盟（CGIL）の呼び掛けで労働組合、環境団体などがデモを実施。国営テレビによると、参加者は50万人に上った。

武力行使を容認する国連の新決議案に反対するフランス、ドイツ、ロシア。パリではドラノエ市長ら6万-8万人（主催者発表）が参加。「戦争反対」「フランスは戦争に参加するな」などと書かれたプラカードを掲げて行進した。22日にもデモを予定。戦争が始まれば、直ちにパリの米国大使館に向けて抗議デモを行う方針だ。

ベルリンでは市民約10万人がろうそくなどで約35キロにわたり「光の鎖」を作り、フランクフルトでは米空軍基地前に約1400人が座り込み「米軍にドイツ領空通過の権利はない」などと叫んだ。モスクワでも共産党などが主催する反戦集会が開かれ、タス通信によると計1000人以上の市民が参加した。

### 米英がイラク攻撃開始 2時間で第1波攻撃を終了（共同通信 2003年3月20日）

ブッシュ米大統領は米東部時間19日午後10時15分（日本時間20日午後零時15分）、ホワイトハウスから国民向けのテレビ演説を行い、イラクに対する攻撃を開始したと発表した。米英軍はトマホーク巡航ミサイルなどでイラクを爆撃。湾岸戦争以来イラクと対立を続けていた米国は、国際社会の強い反発を押し切り、フセイン政権の打倒を目標に開戦に踏み切った。

ブッシュ大統領は開戦の演説で「脅威の除去のために」米軍の総力を挙げて戦うと述べ、「勝利以外の結果は考えていない」と宣言し短期決戦を誓った。またフセイン政権打倒とイラク国民の解放、イラクの民主化が目標であると言明した。

攻撃は現地時間の20日午前5時半（日本時間同11時半）すぐに開始、約2時間で第1波の攻撃を終えた。

### 世界各地で反戦運動活発化 大規模空爆を機に（共同通信 2003年3月23日）

米英軍がイラクへの大規模空爆に踏み切った22日、世界の反戦の動きも再び活発化した。

欧州では数十万人が参加した反戦デモや集会が行われ、反戦機運が盛り上がった。ロンドンでは市民団体など350組織が集まった「反イラク戦争同盟」主催のデモや集会がテムズ川沿いなどで行われ、20日の開戦以来最大規模となった。パリでもデモが行われ、約5000人の警官などが動員された。

このほかアテネ、ローマ、マドリード、アムステルダム、オスロなどでも反戦集会などが開かれたが混乱はなかった。

対イラク戦争に米英以外に唯一軍を派遣しているオーストラリアでは、タスマニアのホバートなど2カ所で約3500人が反戦デモ。ニュージーランドでも、首都ウェリントンで約4000人が米大使館に向けてデモ行進するなど主要都市で反戦集会が開かれた。

### イラク全土を掌握 開戦から26日、終結へ（共同通信 2003年4月14日）

イラク戦争で米中央軍報道官は14日、フセイン大統領の出身地で最後の拠点、北部ティクリット攻略をめぐる作戦について「統制の取れた攻撃部隊としてのイラク軍は終わったようだ」と述べ、ティクリット制圧を宣言した。米英軍はこれで全土を掌握、開戦から26日目でフセイン政権は名実ともに消滅し、戦争は終結に向かう。

しかし首都バグダッドなどでは依然、略奪行為が続いている、治安維持が米英軍の早急な課題。ブッシュ米政権は引き続きフセイン大統領らイラク指導部の行方を追うとともに、早期の暫定政権樹立を目指す。

米第1海兵師団は13日にティクリット入りし、攻撃ヘリコプターなどの支援を受け約250両の戦闘車両で軍事作戦を展開。14日には市中心部に到達、市南部にあるフセイン大統領の巨大な宮殿を支配下に置く一方、ティクリットの主要15部族の部族長らが米軍と停戦交渉を進めている。

